

広島市告示第36号
令和8年1月30日

都市公園法第18条の規定に基づき、中央公園の一部区域を次のとおり追加して定めるので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第6条の3第1項の規定により告示します。

広島市長　　松井　一實

1　定める区域

中央公園のうち広島城及びその周辺の区域（別図のとおり）

2　定める区域の名称

広島城区域

3　開始の期日

令和8年2月1日